

# 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

保護者向け広報紙「くりっぷ」は、県内の公立学校に通う保護者に対して、県の教育行政施策等を分かりやすく、かつ、的確に説明し、教育への理解と協力を求めることを目的として発行するものである。

この制作に当たって、編集に係る専門的な知識・ノウハウ、また内容を的確に補足するイラスト・レイアウトについての技術のある専門業者への業務委託により、保護者が思わず手に取りたくなるとともに、内容がより伝わる紙面とする。

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 事業予算額

9,790千円

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び機密データの保存等に関する申出書提出期限

令和8年3月5日（木）午後5時

### (2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年3月9日（月）午後5時

### (3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年3月10日（火）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

### (4) 提案書提出場所及び期限

#### ア 提案書提出場所

広島県教育委員会事務局管理部総務課秘書広報室

#### イ 提案書提出期限

令和8年3月12日（木）午後5時

#### ウ 提出書類

「令和8年度広島県教育委員会保護者向け広報紙「くりっぷ」提案書作成要領」による書類

### (5) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

#### ア 実施場所

広島県庁本館1階106会議室で実施予定

#### イ 実施日時

令和8年3月18日（水）午後2時00分から午後4時00分までの間で別に指定する時間

#### ウ 時間

提案者当たりの説明時間は25分程度を予定し、内訳は次のとおりとする。

・プレゼンテーション：15分以内

・質疑応答：10分以内

エ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者。

オ その他

- ・プレゼンテーションの内容は、提案した提案書の内容とする。(追加提案の説明や追加資料は認めない。)
- ・事業予算額9,790千円を超える提案を行った事業者は失格とし、提案書に係るプレゼンテーションは実施しない。
- ・提案事業者が3者を超えた場合、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者数を3者に絞り込むこととする。書面審査実施の有無は、前記(4)イの提案書提出期限後、速やかに各提案事業者に通知することとし、書面審査の結果通知は、3月17日(火)までに行う。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)について

- ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、その他必要に応じ書類を申請書に添付しなければならない。
- イ 申請書に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ウ 申請書の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

(7) 仕様書等について

- ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
- イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記の通知を受けた者は、広島県教育委員会事務局管理部総務課秘書広報室に対してその理由説明を求めることができる。
- ウ この説明を求める場合は、令和8年3月23日(月)までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- エ 上記に対する回答は、令和8年3月24日(火)までに、書面により行う。

(9) 支払条件

年3回の各号発行業務履行確認後に契約書に定める金額を支払う。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の

措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受注候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

(14) 申請書提出後の取下げについて

申請書提出後、提案を取り下げる場合は、別紙「取下願」を提出すること。取下願の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。

### 3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 公募型プロポーザルの延期又は中止

本件業務に係る歳入歳出予算が見積書の提出期限までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該公募型プロポーザルを延期又は中止する。

(3) 契約の締結

公告に定めた方法により決定した最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(4) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(5) 契約保証金

公告に定めるとおり

(6) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

### 4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- 仕様書等に対する質問書（様式第 2 号）
- 取下願（様式第 3 号）
- 機密データの保存等に関する申出書（様式第 4 号）
- 契約書（案）
- 仕様書
- 評価基準
- 提案書作成要領

**【問い合わせ先】**

広島県教育委員会事務局管理部総務課秘書広報室 担当 香川

電話 (082) 513-4934 (ダイヤルイン)